

## 講義概要

テーマ GHSについて

講師 一般社団法人 産業環境管理協会 法令対応支援室 技術参与 今井 弘 氏

纏め 大同化学工業株式会社 山田 雅己

化学関係の企業に限らず、電気、自動車、商社、輸送、その他幅広い企業は作業安全や環境保護のために、国内はもちろん最終製品を海外に輸出する場合にも、GHSに基づいた危険有害性の分類、警告ラベルの貼付、SDS（安全データシート）の提供が不可欠になっている。

今回、GHSの概要及びこれを適用したSDSの作成について、スライドを通して詳しく解説していただいた。

### 1. GHSとは

化学品の分類および表示に関する世界調和システム **The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals** の略称であり、世界共通の化学品 危険有害性の分類とその表示方法の基準として国際連合が勧告として定めたもの

- ・規定対象範囲は物質/混合物の危険有害性の分類基準とラベル、SDS による危険有害性の情報伝達方法について定められている
- ・成形品、医薬品、食品添加物、化粧品、食物中の残留農薬のほとんどは適用範囲外としている

### 2. 各国のGHS採用状況

日本を始め、EU、米国、中国、台湾、韓国などで採用されているが、各国にて法規、公的基準、義務対象や採用範囲（有害性の分類 等）が異なる

### 3. GHSによる危険有害性分類

- ・信頼できる危険有害性情報を確認し、不足している場合には法規、製品の性状、用途、使用者、使用条件、輸送保管方法、事故例などを考慮し分類するが、追加試験や合理的な推定を行って情報を追加することが必要
- ・これらから、GHSが規定した危険有害性クラスと危険有害性区分を決め、更にGHSが規定している表からラベル要素も決定する
- ・混合物の場合、全体の危険有害性情報がなければ各成分ごとの危険有害性と含有量を考慮して全体としての危険有害性クラスと危険有害性区分を決める

### 4. GHSによるラベル

- ・各国の法規で指定された物質/混合物についてGHSラベル表示やSDS提供を義務付けしている場合はこれらの義務がある
- ・法規で提供義務がないものでも、GHS分類で危険有害性のあるものについては事故予防上、ラベル貼付が必要
- ・言語は対象国の公用語で記載

### 5. GHSによるSDS（安全データシート）

- ・各国の法規で指定された物質/混合物についてGHSラベル表示やSDS提供を義務付けしている場合はこれらの義務がある
- ・法規で提供義務がないものでも、GHS分類で危険有害性のあるものについては事故予防上、SDS提供が必要
- ・SDSには化学物質等について、16の項目とその情報を記載しなければならない、また項目の番号、項目名、順序を変更してはならない

以上